

## 玉川村「認知度向上プロモーション動画制作事業」委託業務仕様書

### 1 目的

現在、東日本大震災、福島原子力発電所事故から15年が経過したものの、依然として放射能に対する不安の声が聞かれるなど風評は根強く、さらにALPS処理水の海洋放出により福島県の観光・農産物に対する風評の再燃が懸念されるなど、県外に向けて正しい情報や玉川村の魅力を発信していかなければならない現状がある。

本事業は、潜在層の関心を瞬時に喚起する映像プロモーションを展開することで、玉川村の認知度向上とファン層の拡大を図るものである。

著名人の発信力を活用したイメージアップ戦略に加え、ロケを通じた「地域住民（人）との関わり」を演出することで、玉川村の安全・安心かつ魅力的な情緒的価値を可視化する。

単なる観光情報の提供に留まらず、体験メニューの深掘りを通じて「非日常（観光）」から「日常（暮らし）」への接続を試み、ターゲットを「観光客」から「関係人口・定住人口」へと段階的に引き上げる。これにより、観光振興と移住促進の両輪による地域経済の活性化とブランド価値の構築を目指す。

### 2 事業内容

#### (1) 動画制作の企画・構成

玉川村が有する体験プログラム（体験アクティビティ、体験農業等）の魅力を、著名人を起用した動画制作により全国へ強力に発信する。

著名人の発信力による「イメージアップ」と、ロケを通じた「地域住民（人）との関わり」を演出することで、玉川村のファン層（潜在層）を拡大し、安全・安心かつ魅力的な観光地としての認知度向上を図る。

#### 【要件】

- 著名人の起用：玉川村のイメージアップに寄与し、ターゲット層（潜在層）に影響力を持つ著名人（タレント、インフルエンサー、モデル等）を1名以上キャスティングすること。
- 住民の参画：著名人が実際に体験プログラムを行う過程で、受入農家やインストラクター等の地域住民と交流するシーンを構成に盛り込み、玉川村の魅力である「人」との関わりを演出すること。
- コンセプト：著名人の体験を通じ、視聴者が「自分もこの場所で、この人たちと過ごしてみたい」と思える、憧れと親近感が共存する内容。

## (2) 動画制作（2種）

本業務における動画制作は、玉川村の体験プログラムの魅力を視覚的に訴求し、認知拡大および誘客促進を図ることを目的とする。制作にあたっては、以下の2種類を制作すること。

### 【要件】

#### ●長編動画（本編）

- 制作本数：1本以上
- 動画尺度：3分～4分程度
- 構成内容：

著名人が玉川村の提供する体験プログラムを実際に巡る様子を、ロードムービー形式またはドキュメンタリー形式で描くものとする。単なる施設紹介に留まらず、移動中の情緒的な風景や体験中のリアルな表情を切り取ることで、視聴者が「自分も体験したい」と共感できるストーリー性を重視すること。

- 描写の重点：

体験プログラムの「楽しさ・高揚感」に加え、運営体制の「安全性・信頼性」を視聴者に安心感を与えるよう丁寧に描写すること。また、玉川村の自然、文化、食などの地域資源を背景として効果的に取り入れ、玉川村独自の魅力を包括的に伝える構成とすること。

#### ●短編動画（ダイジェスト）

- 制作本数：1本以上
- 動画尺度：30秒程度
- 構成内容：

長編動画の素材を再編集し、YouTube 広告や各種 SNS（Instagram、TikTok 等）での拡散・広告運用を主眼に置いたインパクト重視の構成とする。

- 演出の重点：

冒頭数秒で視聴者の関心を引くため、起用した著名人の登場シーンや、最も視覚的訴求力の高いシーンを前面に押し出すこと。スマートフォンでの視聴を前提とし、字幕（テロップ）の視認性や、各プラットフォームの特性に合わせた画角（垂直・正方形等）への配慮、およびアクション（詳細ページへの誘導等）を促す演出を盛り込むこと。

### 【成果物の活用・発信要件】

- SNS 等を活用した全国発信

制作した動画は、玉川村が取り組んでいる体験プログラム（体験アクティビティ・体験農業等）の安全性を広く認識してもらうための PR 動画として、各種 SNS 等を通じて全国に向けて効果的に発信すること。

### 【仕様上の留意事項】

- 権利関係：制作した動画の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は玉川村に帰属するものとし、著名人の肖像権・使用期間については、あらかじめ本業務の目的に沿った許諾を得ること。
- 納品形式：MP4 形式（H.264）を基本とし、マスターデータのほか、各 SNS 投稿用リサイズ版についても、玉川村の指定する形式で納品すること。

### 3 履行期間

事業完了日：2027 年 2 月末日までとする。

### 4 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項で技術上当然必要と認められる事項は、受託者の責任で補充するものとする。

### 5 検査

本業務の成果品、関係資料、作業の実施状況について、玉川村は随時検査を行えるものとする。また、事業完了後であっても過失または疎漏等に起因する問題が生じた場合は、事業者の責任で速やかに対処するものとする。

### 6 完了

本業務は、運行報告書等、玉川村が必要と定める書類を提出し、玉川村の完了検査を受け、検査合格により完了とする。